

# 平成30年第7回農業委員会議事録

平成30年7月25日

長瀬町農業委員会

## 平成30年第7回農業委員会議事録

開催通知年月日 平成30年7月11日  
開催年月日 平成30年7月25日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 南 勉  
閉会時刻宣告者 13時50分 事務局長 南 勉  
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

### ○出席委員

#### 農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		農地利用最適化推進委員
7	小菅 辰彦	第1区域	中井 孝志
8	村田 茂	第2区域	高田 幸好
9	坂上 良資	第3区域	染野 亘志
10	田端 久子	第4区域	齊藤喜久夫

○遅刻委員 な し

### ○欠席委員

6 高橋 満

議事参与者 事務局長 南 勉 主 査 村田 和也  
主 事 峰岸 綾子

### 会議件名

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請1件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請1件について
- (3) その他

・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開催いたします。

(午後1時30分)

---

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、お暑うございます。お暑うございますというように、熊谷は41.1度というふうなことで、気象庁では災害というふうな報道になっております。今、畑ではもう水不足と葉っぱが消えてしまったり、田山にも生えないと。非常に苦慮していることでもあります。もちろん人間の体は、秩父でも1人熱中症で高齢の方が亡くなりまして、この間は20日に神社のお祭りをやりまして、そのときに子供が屋台におきまして熱中症になって、1人は意識不明になった。大変苦しうなんですけれども、何とか病院に行ってもとどおりになって、うちの近所の祭りの関係も安堵したんですけれども、本当に異常気象で暑い日が続いています。お互いに健康に留意しながら仕事を頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。

早速、会議に入らせていただきます。

---

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

---

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席人数は12名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。なお、本日の会議に欠席の届が高橋委員よりありましたので、ご報告いたします。

---

◎議事録署名人の指名

○議長 ここで議事録署名人を行います。

1 番、野村五郎委員、2 番、櫻井汪委員を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議はございませんので、よって議事録署名人、1 番、野村五郎委員、2 番、櫻井汪委員を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

6 月 27 日、さいたま市のさいたま商工会館におきまして埼玉県農業委員会議の通常総会が開催され、私が出席しました。非常に暑くて大変なんです、ほとんどの方がご出席いただきました。

---

◎農地法第 3 条の規定による許可申請 1 件について

○議長 それでは、議事に移ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 1 件について審議いたします。

農地法第 3 条番号 1、———氏所有の農地を———氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第 1 号 農地法第 3 条番号 1 について説明させていただきます。

次第を 1 枚おめくりいただきたいと思います。

番号 1、譲受人住所・氏名、———、———さん。譲渡人住所・氏名、———、———さん。次に、申請土地の表示でございますが、所在地、大字野上下郷字———、地目は畑、面積は 306 平方メートルの 1 筆でございます。権利の内容は、売買によります所有権移転となっております。

次のページ裏面になりますが、案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。こちらは、——区内、県道前橋長瀬線から長瀬ゴルフ倶楽部入り口を入った場所でございます。本件につきましては、先月の農業委員会で空き家に付随した農地の指定を行っていただいた場所でございます。

次に、農地の状況でございますが、———さんが耕作する農地は、今回の申請の土地以外にございませんので、今回の農地の 306 平方メートルでございます。



問題ないというふうに考えております。

以上です。

○議長 高田委員の説明は終わりました。

続きまして、農業委員の説明をお願いします。2番、櫻井汪委員の説明をお願いします。

○2番櫻井 汪委員 櫻井です。

先ほど高田推進委員からもお話がありましたとおり、過日、役場の村田さんと3名で現地確認いたしました。私ども、過疎化じゃないですけども、人数がふえるということで地元も歓迎しております。そんなことで、特に問題はないと思うので、草刈りとかいろいろもう既にやっております問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 櫻井委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議ない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件は許可することに決定しました。

---

#### ◎農地法第5条の規定による許可申請1件について

○議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1件について審議いたします。

農地法第5条番号1、———氏所有の農地を———氏が事業所、駐車場へ移転するための許可申請について審議いたします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第2号 農地法第5条番号1について説明させていただきます。

次第をまた1枚おめくりいただきたいと思います。

番号1、譲受人住所・氏名、—————、—————さん、譲渡人住

所・氏名、————、——さん。次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字————、地目はどちらも畑、面積は396、264、合計660平方メートルの2筆です。転用の目的は、事務所、駐車場で追認となります。権利の内容は、賃借権の設定でございます。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、長瀬駅から南桜通りを上長瀬方面へ約400メートル行った場所でございます。

次に、申請の事由でございますが、自転車ツアー事業において本申請地が好立地だったため、事務所、駐車場等を設置し拠点として事業を開始しましたが、後に農地であることが判明しました。農地法の許可を得ずに転用してしまったことはまことに申しわけありませんでした。今後も同様に使用したいので、是正するため申請するものですということでございます。

次に、計画の内容ですが、土地造成660平方メートルです。裏面に配置図と現況写真がありますので、確認をお願いいたします。

なお、本件は追認のため、新たに費用は発生いたしません。現在お回ししております申請書に始末書も添付されておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、駅から500メートル以内にある農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道幹線2号線に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当推進委員でございます中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 13日に事務局の村田さんと、農業委員の村田さんと3人で現地確認に行ってきました。ここは、長瀬区内でも一番上のほうなんです。それで、村田さんのおりでいいと思うんですが、40年ぐらい前から使っていた場所なんです。だから問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。8番、村田茂委員の説明をお願いします。

○8番村田 茂委員 村田です。

去る13日、中井推進委員と事務局とこの現地を確認してまいりましたところ、南桜通りの一面にありまして、南桜通りに面しておる土地でございますが、以前から何か駐車場として使用していたようなお話も伺いましたが、それからもう農地でなくても転用してあると思っ  
て勘違いしていたような面があるらしいんですけれども、それが転用していないということが明らかになりましたので、今回このように転用する手続をとったようでございます。始末書も添付してありますので問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

○議長 村田茂委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(発言する者なし)

○議長 質疑はございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当に付して県知事宛てに進達することに決定しました。

以上で審議は終了いたしました。

---

#### ◎その他

○議長 次に、その他でございますが、8月の委員会日程でございます。8月の委員会は、27日月曜日午後1時30分からとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、27日月曜日午後1時30分からとしたいと思っております。

事務局から何かございますか。

○事務局 何点か報告させていただきます。

まず、先月の農地転用許可の状況でございますが、農地法5条の1件につきましては、平成30年7月18日付で許可となりました。

また、机の上にこちらの2018年度農業委員会業務必携を置かせていただきました。こちらは、活動の参考としてご一読いただければと思います。

あと、平成30年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会についてですが、机の上に通



知を置かせていただきましたが、9月13日の木曜日に本庄市民文化会館で開催される予定でございます。この研修は、借り上げバスで会場へ向かう予定でございます。来月の8月の農業委員会のときに出発時間等の詳細はお知らせいたしますので、よろしくお願ひします。出席できない委員さんにおかれましては、事務局までお知らせいただくとありがたいです。

あと、もう1枚なんですけど、豪雨災害義援金についてでございます。こちらの通知を机の上に置かせていただいたんですが、きょう農業会議のほうから通知があったんですけども、今回6月の末に発生している豪雨によりまして被災しました農業者等に対する復興支援のために、農業委員会の全国の組織として義援金の募集活動を行うことになったということでございます。義援金は、1口1,000円としてお世話になりたいということでございます。長瀬町でも農業委員会に取りまとめをして送金したいと考えておりますので、ご協力いただける方におかれましては事務局のほうまでお声がけをいただければと思います。もしきょうでも大丈夫だということであればきょうお預かりしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長 以上で本日の予定した議事は終了いたしました。これで議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

---

◎閉 会

○事務局長 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後1時50分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

平成30年7月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 野 村 五 郎

署名委員 櫻 井 汪